全国こども政策関係部局長会議（令和５年度）（令和６年１月17日（水）開催）
こども家庭庁長官官房説明「資料１」より抜粋

資料１

こども政策について
～こども基本法・こども大綱等～

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法とこども大綱

こども基本法(1)

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
① 大綱の案を作成
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

○ 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
（例）居場所づくり、いじめ対策など

○ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
（例）働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など

○ これらと一体に行われる施策
（例）教育施策（国民全体の教育の振興など）
医療施策（小児医療を含む医療の確保・提供など）
雇用施策（雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など）

こどもの定義

18歳や20歳といった**年齢で必要なサポートがとぎれない**よう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、**個人として尊重**され、その**基本的人権が保障**されるとともに、**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること。

2. 全てのこどもについて、**適切に養育される**こと、その**生活を保障**されること、**愛され保護される**こと、その**健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる**こと**その他の福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと。

3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること。
   ※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
   ※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。

4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮される**こと。
   ※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。

5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して**こどもの養育に関し十分な支援を行う**とともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、**こどもが心身ともに健やかに育成される**ようにすること。

6. **家庭や子育てに夢を持ち**、**子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備**すること。

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ規定されている。

こども基本法(4)（地方公共団体関係部分）

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第５条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能

※ 子ども・若者育成支援推進法第９条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**

※ **「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される

- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々**であり、**地方公共団体の長等は**、当該施策の目的等を踏まえ、**こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱について（令和５年12月22日閣議決定）

概　要

〇こども基本法において、以下が規定されている。
・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第１　はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓

全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第２項第１号）
・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。

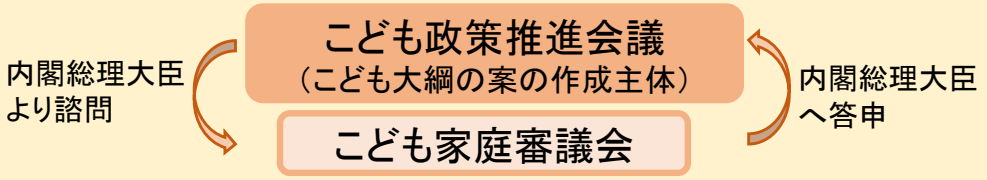

第２　こども施策に関する基本的な方針

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第３　こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

１　ライフステージを通した重要事項

２　ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）

３　子育て当事者への支援に関する重要事項

第４　こども施策を推進するために必要な事項

１　こども・若者の社会参画・意見反映

２　こども施策の共通の基盤となる取組

３　施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

こども大綱等に関する岸田総理大臣ご発言
（令和５年12月22日こども政策推進会議）

○　先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。

○　「こども大綱」においては、
・　こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
・　また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、
など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示ししました。

○　これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCA の観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。

○　「こども未来戦略」では、あわせて３．６兆円という規模の「加速化プラン」をお示ししました。その実施により、わが国のこども１人当たりの家族関係支出は、１６％とＯＥＣＤトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。

○　「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。

○　このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。

○　これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
　関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。

○　こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。

○　全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ（一般向け）（令和５年12月22日）

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年４月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後５年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第１に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第２に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第３に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第４に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第５に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和５年 12 月 22 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

加藤鮎子

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/

こども・若者の意見反映

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まれなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映**し、**常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで

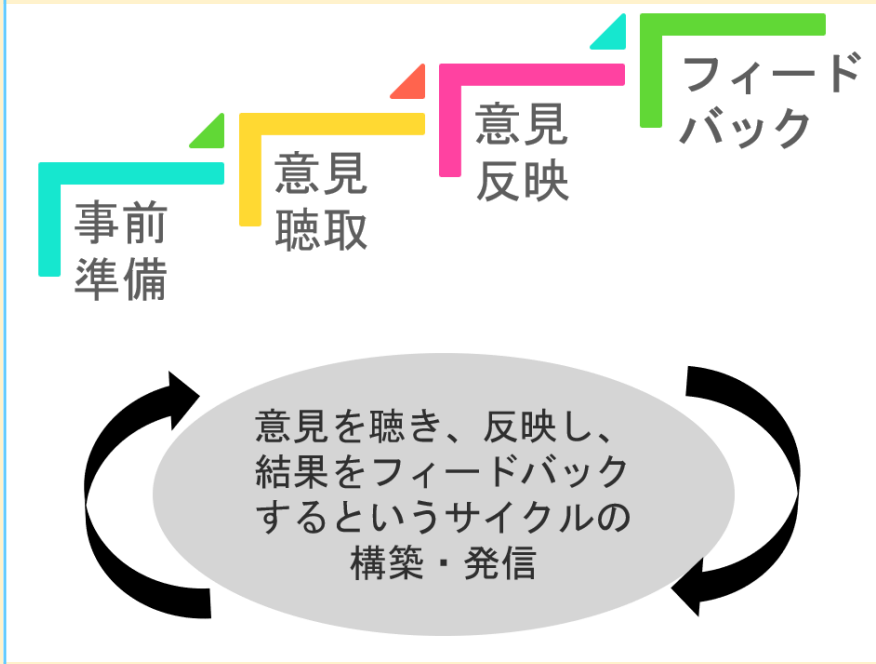

事前準備
└こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取
└様々な手法や機会を組み合わせて聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映
└こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック
└意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(2)

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
  テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
  大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。

意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
  公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
  対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
  安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
  公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
  政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
  意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
  意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
  意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。

こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

しくみ（イメージ）

こども・若者

登録

ぷらすメンバー

テーマの提案

事業への意見・提案

参加

いけんひろば
（意見を伝える場）

みなさんの意見を聴きたい省庁からのテーマ／
こども・若者のみなさんからのテーマ

さまざまな参加方法

- **対面 意見交換**
- **オンライン 意見交換**
- **SNS 意見交換**
- **アンケート /投票等**

こどもや若者のみなさんがこども政策に関する情報を知ることができる（メルマガ、SNS等）

ファシリテーター

サポート

- **ファシリテーター**が、こどもや若者のみなさんの意見表明のサポート
- 聴いた意見の活用のプロセスや結果をこどもや若者のみなさんに**フィードバック**
- わかりやすい資料を使った事前の**情報提供**

運営事務局

みんなのパートナーぽんぱー

こども・若者のみなさんが事業の企画や広報などの運営に参画する。

こども家庭庁委託業者

意見

結果報告

関係省庁

政策への反映

こども家庭庁や関係府省の大人の会議（審議会など）の資料にするなどしながら、政策に反映する。

こども・若者の活動や生活の場に
こども家庭庁職員が出向いて意見を聴く
例：児童養護施設、フリースクール、
児童館、子ども食堂

意見

「(仮称)静岡県こども計画」の策定について

１　概要

「こども大綱」を勘案し、既存の法令に基づく関連計画である、こども未来課所管の「第２期ふじさんっこ応援プラン」と社会教育課所管の「若い翼プラン-第４期静岡県子ども・若者計画-」を包含する一体的な計画として「(仮称)静岡県こども計画」を策定する。

計画策定に当たり、こども基本法の趣旨を踏まえ、今後全庁を挙げてこども・若者の意見聴取・反映を可能にしていく仕組の在り方を検討することで、計画策定のプロセスにおける意見聴取の効果的な実施とともに、実践に基づくこども・若者の意見反映の取組の推進についても盛り込んでいく。

２　こども基本法・こども大綱と「(仮称)静岡県こども計画」策定の全体像

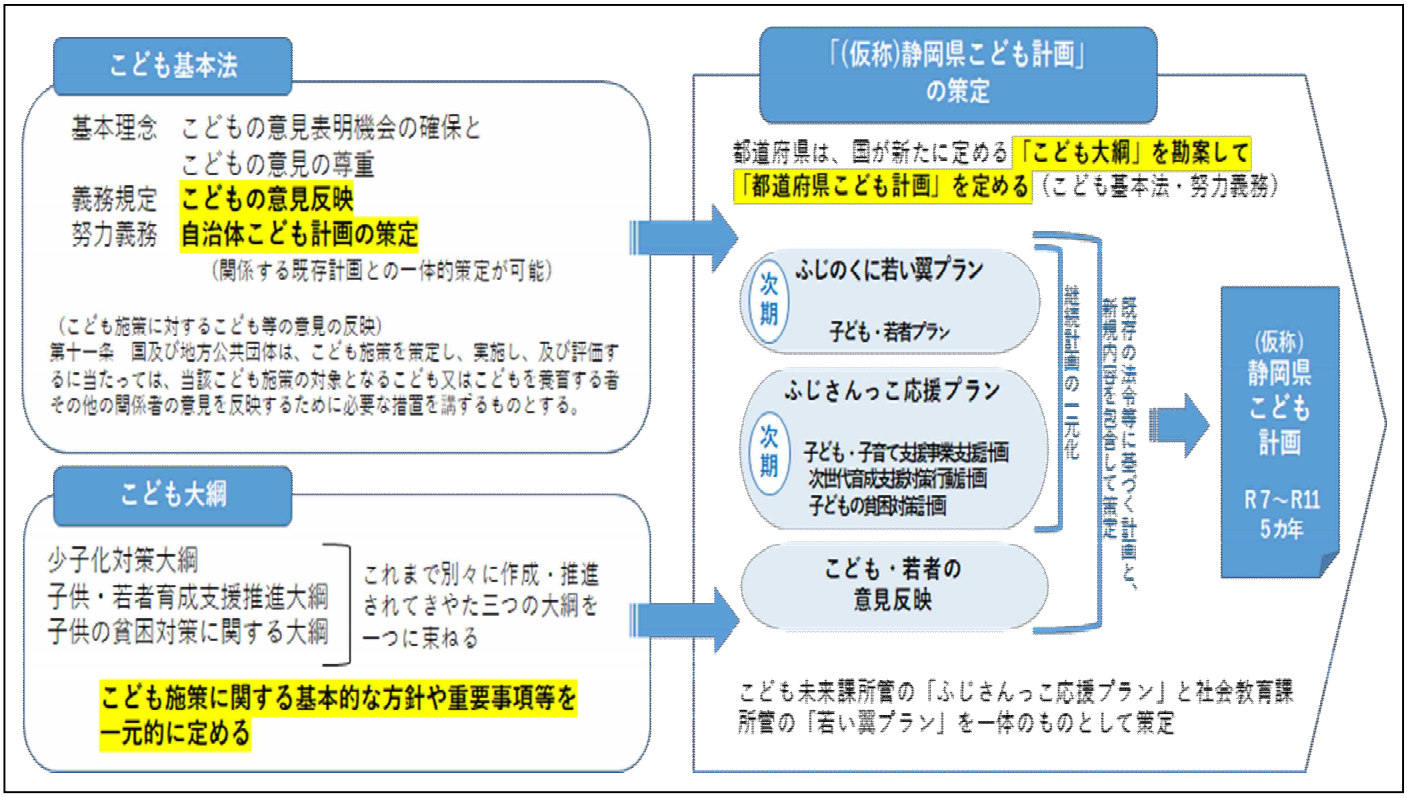

３　計画の構成について（案）

「こども大綱」は、こども基本法の規定に従い、国が我が国におけるこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものであり、今後進める施策の具体的内容は、「こどもまんなか実行計画」として、こども大綱に基づきとりまとめられていく。

そのため本県においても、国の動向に呼応する形で今後のこども施策を実行していくため、**「(仮称)静岡県こども計画」については、こども大綱の構成に準じて柱立て等を組み立てる**ことで、国の計画期間内の進捗管理にも対応していく。

【ポイント】全てのこども・若者をライフステージを通じて切れ目なく支援することを明確に打ち出す構成

【こども大綱との比較による構成のイメージ】

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）</th><th>（仮称）静岡県こども計画</th></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="2">こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。</td><td>こども大綱を勘案し、既存計画である「第２期ふじさんっこ応援プラン」と「若い翼プラン」を包含する一体的な計画として策定。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">構成</td><td colspan="3">第一　はじめに</td></tr>
<tr><td></td><td>こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
→　全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる</td><td>国として「こどもまんなか社会」を目指す中において、静岡県が目指す在り方を規定（計画の理念に相当）。</td></tr>
<tr><td colspan="3">第二　こども施策に関する基本的な方針</td></tr>
<tr><td></td><td>①　こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</td><td rowspan="6">こども大綱の方針に基本的に準拠しつつ、静岡県としての方針を規定する（計画の基本目標に相当）。</td></tr>
<tr><td></td><td>②　こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</td></tr>
<tr><td></td><td>③　こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</td></tr>
<tr><td></td><td>④　良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</td></tr>
<tr><td></td><td>⑤　若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む</td></tr>
<tr><td></td><td>⑥　施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</td></tr>
<tr><td colspan="3">第三　こども施策に関する重要事項
（こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示）</td></tr>
<tr><td></td><td>１　ライフステージを通した重要事項</td><td rowspan="3">こども大綱の構成に沿って調整。</td></tr>
<tr><td></td><td>２　ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）</td></tr>
<tr><td></td><td>３　子育て当事者への支援に関する重要事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">第四　こども施策を推進するために必要な事項</td></tr>
<tr><td></td><td>１　こども・若者の社会参画・意見反映</td><td>新規取組反映。</td></tr>
<tr><td></td><td>２　こども施策の共通の基盤となる取組</td><td>こども大綱勘案し、本県の在り方を調整・反映。</td></tr>
<tr><td></td><td>３　施策の推進体制等</td><td>推進体制、指標の設定ともに今後調整。</td></tr>
</table>

４　スケジュール（予定）

別紙のとおり

資料2-2【別紙】

「(仮称)静岡県こども計画」策定の工程・スケジュール（予定）

業務区分		令和５年度							令和６年度											
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国の動き（こども大綱）	◆こども政策推進会議 ●こども家庭審議会（基本政策部会） ★こども政策推進会議	●9/4 基本政策部会⑧ ●9/15 基本政策部会⑨ こども大綱中間整理(案) ●9/25 こども家庭審議会② 「こども大綱中間整理」公表	●11/17 基本政策部会⑩ 答申案 ●11/22 こども家庭審議会③ 答申			◆12/22 こども政策推進会議② 「こども大綱(案)」了承 ➡ ***「こども大綱」の閣議決定***	●1/29 こども家庭審議会④「こども大綱閣」議決定報告				★6 月 こども政策推進会議 ➡ ***「こどもまんなか実行計画(仮称)」の決定*** ※こども大綱の下で進める施策の具体的内容(毎年改訂)								
	こども・若者、子育て家庭等の意見聴取	①② 10/15 こどもわかもの意見の会・公聴会 ③④⑤⑥⑦⑧ 9 月末～10月 ③こどもパブリックコメント、④パブリックコメント、⑤こども・若者意見プラス ⑥インターネットモニターアンケート、⑦若者団体ヒアリング、⑧経済界・労働界ヒアリング こども・若者の意見聴取のプラットフォームの運営「こども・若者意見プラス」																		
県の動き（こどもの意見聴取の仕組構築・こども計画策定）	こども大綱勘案 新規 こども若者の意見反映（EBPMの推進）	こどもの意見聴取の仕組構築	■9/28 こどもの意見聴取・施策反映に関する勉強会 アドバイザーを交えた意見反映方針の整理 こども・若者、保護者等との座談会式意見交換 少子化対策等に関するこども・若者の意識調査（ライフデザイン応援講座でのアンケート）			詳細は調整中 こども・若者の意見反映の仕組づくりプロジェクト ➡ ***令和７年度以降の恒常的な仕組づくり*** オンラインプラットフォーム運営 こども・若者向けワークショップ運営 審議会へのこども・若者参画運営														
	既存計画との一体的策定 全てのこども・若者の健やかな成長 困難を抱えるこども・若者や家庭支援 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会 ※ライフステージごと整理の予定	ふじさんっこ応援プラン ・ 若い翼プラン を包含	こども大綱を勘案したポイントの整理 現計画や施策に係る課題等の洗い出し ⬇ 次期計画のポイントの明確化 審議会等へのこども・若者の参画方法の検討			静岡県こども計画（柱立て）の整理	骨子案の整理 調査の経年比較 現状把握による ポイントの適正化 少子化対策に関する県民意識調査 子育て支援に関する県民のニーズ調査 子どもの生活アンケート 各学校への訪問による意見交換等		静岡県こども計画（骨子案）の整理	計画（案）の調整	静岡県こども計画（案）の策定	パブリックコメント こども・若者パブリックコメント	計画の最終調整	静岡県こども計画の策定・公表					
			■9/7 ふじさんっこ応援推進本部幹事会 ■9/21 子ども・子育て支援部会 ・静岡県こども計画の策定について(概要)報告 ■10月末(書面) ふじさんっこ応援推進本部 ・静岡県こども計画の策定について(概要)報告 ■12/27 青少年対策本部 ・静岡県こども計画の策定について(概要)(書面報告)			■2/21 ふじさんっこ応援推進本部幹事会 青少年対策本部幹事会 ・静岡県こども計画の策定(案) ■3/1 子ども・子育て支援部会 ・静岡県こども計画の策定(案) ■3/6 青少年問題協議会 ・静岡県こども計画の策定(案) ■3/19 ふじさんっこ応援推進本部 ■仮3/21 青少年対策本部（書面） ***・静岡県こども計画の策定（案）の確認*** 追加施策等所管確認		計画に盛り込む事業等の内容及び指標の整理・調整	■9月頃 ふじさんっこ応援推進本部幹事会 青少年対策本部幹事会 ■9月頃 子ども・子育て支援部会 青少年問題協議会 ■10月中 ふじさんっこ応援推進本部 青少年対策本部 計画案作成の調整		■11月頃 ふじさんっこ応援推進本部幹事会 青少年対策推進本部幹事会 子ども・子育て支援部会 青少年問題協議会		■2月頃 ふじさんっこ応援推進本部幹事会 青少年対策本部幹事会 ■2月頃 子ども・子育て支援部会 青少年問題協議会 ■2月下旬～3月上旬 ふじさんっこ応援推進本部 青少年対策本部 ***静岡県こども計画の承認***			

「(仮称)静岡県こども計画」の柱立てについて

1　柱立て（案）

ふじさんっこ応援プラン	ふじのくに若い翼プラン
第１章　計画策定にあたって １　計画策定の趣旨 ２　計画の性格 ３　計画の期間 ４　計画の対象 第２章　計画策定の背景 １　少子化を巡る状況 ２　子どもと家庭を取り巻く環境 第３章　計画の考え方 １　基本理念及び基本目標 ２　施策の体系 ３　計画の推進体制 ４　計画の達成状況の点検及び評価 ５　市町との連携及び協働 第４章　施策の推進 第１　結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現 第２　安心して子どもを育てることができる社会の実現 第３　すべての子どもが大切にされる社会の実現 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画 資料編	第１章　計画の基本的な考え方 １　計画の策定にあたって ２　計画の理念と方針 第２章　子ども・若者の状況 １　静岡県の人口 ２　自然体験活動・ボランティア活動や社会貢献活動 ３　いじめ問題の状況 ４　少年非行の概況 ５　情報モラル教育、教育の ICT 機器の活用 ６　不登校、中途退学者（公立高等学校）の状況 ７　ひきこもり、若年無業者（ニート）の状況 ８　貧困と生活保護の状況 ９　自殺の状況 第３章　施策の展開 基本方針１　すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援 基本方針２　困難を有する子ども・若者やその家族の支援 基本方針３　夢の実現を目指す子ども・若者の支援 基本方針４　子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の要請・支援 基本方針５　子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備 第４章　計画の推進 １　全庁体制による取組の推進 ２　社会総かかりによる取組の推進 ３　地域の実情に応じた子ども・若者育成支援体制の整備 ４　数値目標（指標）の設定と進捗管理 参考資料
こども大綱	**静岡県こども計画【案】**
第１　はじめに １　こども基本法の施行、こども大綱の策定 ２　これまでのこども関連３大綱を踏まえた課題認識 ３　こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 第２　こども施策に関する基本的な方針 第３　こども施策に関する重要事項 １　ライフステージを通じた重要事項 ２　ライフステージ別の重要事項 ３　子育て当事者への支援に関する重要事項 第４　こども施策を推進するために必要な事項 １　こども・若者の社会参画・意見反映 ２　こども施策の共通の基盤となる取組 ３　施策の推進体制等	**第１章　計画策定にあたって** **１　計画策定の趣旨** **２　計画の性格** **３　計画の期間** **４　計画の対象** **第２章　計画策定の背景** **１　少子化を巡る状況** **２　こどもと家庭を取り巻く環境** **３　こども・若者が直面する問題** **第３章　計画の基本理念及び基本目標** **第４章　こども施策に関する重要事項** **１　ライフステージを通じた重要事項** **２　ライフステージ別の重要事項** **３　子育て当事者への支援に関する重要事項** **第５章　施策を推進するために必要な事項** **１こども・若者の社会参画・意見反映** **２こども施策の共通の基盤となる取組** **３施策の推進体制** **４数値目標（指標）の設定と進捗管理** **５市町との連携** **幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画** **参考資料**

※下線部を案に反映

＜章のつくり（案）の考え方＞

章	考え方
第１章 計画策定にあたって	導入部分。 ふじさんっこ応援プランの第１章と同内容とする
第２章 計画策定の背景	現状及び課題を整理する。 基本は、ふじさんっこ応援プランの第２章と、 若い翼プランの第２章を統合した内容とする。 新たな課題設定等は今後調整する。
第３章 計画の基本理念 及び基本目標	第２章を踏まえて基本理念及び基本目標を設定する。 ふじさんっこ応援プランの第３章と、 若い翼プランの第１章を元とする。
第４章 こども施策に関する 重要事項	「大柱」、「中柱」「小柱」で具体的施策を説明する。 こども大綱との整合性を図るため、こども大綱と同じ柱立てとする。
第５章 施策を推進するため に必要な事項	こども基本法により新たに自治体に義務づけられた「こども・若者の社会参画・意見反映」の考え方と具体的取組について、明記する。 また、施策の推進体制や数値目標、市町との連携等も整理する。
幼児期の教育・保育 と放課後児童クラブ の需給計画	ふじさんっこ応援プランから引き継ぐ
参考資料	各種調査や統計の結果や法律等の参考資料を添付する

資料 3

ふじのくに若い翼プラン（第４期静岡県子ども・若者計画）（計画期間：2022（令和４）～2025（令和７）年度）の評価と課題

（社会教育課）

１　評価概要

計画の基本方針　・施策展開		目標値以上	基準値以上	基準値未満	－	計
基本方針１ すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援		7	9	15	2	33
基本方針２ 困難を有する子ども・若者やその家族の支援		4	7	2	1	14
基本方針３ 夢の実現を目指す子ども・若者の支援		2	4	4		10
基本方針４ 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援		1	4	0		5
基本方針５ 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備		0	5	0		5
計		14	29	21	3	67
	比率（%）	20.9%	43.3%	31.3%	4.5%	

・数値目標の達成状況のうち、目標値以上は 14、基準値以上は 29、基準値未満が 21 であった。比率は目標値以上と基準値以上で 64.2%、基準値未満で 31.3%である。また、基準値が設定されてないものについては「－」で評価した。

・支援者の養成（基本方針４）、環境整備（基本方針５）等、こどもの支援体制は着実に整備が進んでいるものの、子ども・若者へ自身に関わる項目（基本方針１～３）の進捗が遅れている結果となった。

２　青少年問題協議会（審議会）からの意見

・県や市町が行っている支援策等の情報が県民に届いていない。

・「学校の周りの地域の人たちが、学校にいる子どもたちを支えている」という、そういう地域環境を整備していただきたい。

・甘い誘いにのってしまう子たちが増えている。そういったことがなくなるように、家庭での教育が大事。

・数値目標に課題がある。計画を立てるための計画ではなく、どういう成果を出すのかをはっきりした上で、実質的な計画にしてもらいたい。

・学校だけではなく、フリースクール等、個々の学びにあった場があるので、そちらを活かしながら、子どもたちが社会の中に出て行ける支援が必要。

・教育へのＩＣＴ活用の状況が均一でない。県や国の財政的支援が必要。

・こどもにとっておかれているまわりの環境はとても大事。

・ボランティア活動をしている学生が減っており、学生にエネルギーがなくなってきたと感じる。

３　評価・審議会から顕在化する課題

コロナウイルス感染症の影響は小さくなり、団体活動等も再開し、青少年に関する事業も行われるようになってきた。ただ、コロナがもたらした影響は引き続き子どもや若者に大きな影響を与えているとともに、引きこもり・ヤングケアラー・ネット依存等、青少年を取り巻く課題は多様化・複合化している。

資料４

こども計画策定のための意見聴取について

こども基本法により義務づけられている、こども施策に関する子ども等への意見聴取について、来年度のこども計画策定を見据えて、令和５年度中に以下のとおり実施した。

１　概要

聴取方法	施設名	対象者	テーマ
意見交換会	聖心保育園	保育士 保護者・園児	ふじさんっこ応援プラン基本目標について
	白道こども園		
	子育て支援総合センターのびのび	利用者親子	わたし（こども）の居場所について
	吉田町中央児童館		
	三島市放課後児童クラブ		
	静岡農業高校	高校生	こどもや若者が自分たちの夢や希望をかなえたり、力を発揮するために、必要なことについて
	静岡北特別支援学校南の丘分校		
	三島北中学校	中学生	
	掛川市立中小学校	小学生	
	常葉大学	大学生	結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現について
	静岡大学ほか（若者カフェ参加者）		
	ひまわり園（児童養護施設）	小～高校生	相談しやすい意見表明支援員のイメージについて
	はとりきっずぴあ（こども食堂）	利用児童 スタッフ	わたし（こども）の居場所について
既定事業	ライフデザイン応援事業実施校 ・中学４校、高校７校、大学２校	中学生、高校生 大学生	ふじさんっこ応援プランについて
アンケート	ふじのくに出会いサポートセンター	会員	アンケート（必要な婚活支援について）

２　聴取した主な意見

ライフステージを通した重要事項

・初めて会う大人に色々聞かれると、普段は意見が言える子でも、緊張して答えられなくなる。**信頼関係ができている大人であれば、こどもも安心して意見を言える。**
・**内情を知らない人には話したくない。**
・大人との関わりは、**親や学校が中心**で、地域の人とは挨拶程度の交流しかない。
・生みの親だけではなく、**地域社会で子育てをする意識や仕組み**が必要。そのための地域の予算（補助金等）を増やして欲しい。

ライフステージ別の重要事項

こどもの誕生前から幼児期まで

・無痛分娩を近くの病院では行っていなかったり、通常の出産よりお金がかかったりする。**無痛分娩が当たり前**になれば、出産の精神的負担が減る場合がある。
・**保育士の待遇や、労働環境が仕事の大変さに見合っていない**と考える人が多いため、保育士のなり手が少ない。
・保育士による幼児の虐待や、バスへの置き去りによる死亡事故など、**安心して子どもを預けられる環境整備**が課題である。

学童期・思春期

・**子育て支援センター**は、家族以外の人と関わり、刺激を受けられる機会を提供してくれるため、こどもにとって良い場所だと思う。
・こども会等の行事を積極的に行う地域とそうでない地域がある。**地域間で差**がないようにして欲しい。
・他校の小学校との**交流行事を増やし**、親しくなる場が欲しい。
・校則改正などについて、**生徒と教師が対等に話せる場**が欲しい。

青年期

・**遠距離通学や授業料等の補助**が充実していれば、進学先の選択肢が広がる。
・学校の職業体験では限られてる。**高校生向けの職業体験施設**（高校生版キッザニア）があれば、多様な職業を知り、やりたいことを見つけるきっかけとなる。
・結婚して家族を養うには**多額の費用がかかる**ため、収入が少ない、借金（奨学金）を抱えていると結婚をしたくても諦めてしまう。

子育て当事者への支援

・**女性が出産時に仕事を休むことに対する理解**が足りない。また、**男性は育休をとりにくい雰囲気がある**。そのため、育児が女性中心になり、女性に精神的負担がかかる。
・こどもが体調不良の際は、「お休みを取ります」と**胸を張って堂々と言える**ような社会になって欲しい。
・予防接種など各家庭の子育て費用は、まちまちなので、**利用幅のあるサービスチケット**のようなモノがあると良い。

学校における児童・生徒の意見聴取について

１　目的

こども基本法により義務づけられている、こども・若者の意見を聴取し施策に反映するため、来年度のこども計画策定を見据えて、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校で意見交換会を実施した。

２　概要

授業や放課後を活用し、意見交換会を実施した。前半は意見聴取を行う趣旨や県の取組について説明し、後半は２～３グループに別れ、県職員と児童・生徒がグループワークを行い下記のテーマについて意見交換を行った。

テーマ：「今の社会は、自分の夢や希望をかなえられる社会だと思いますか？
また、多くの人が夢をかなえるためにはどんなことが必要ですか？」

学校名	対象	人数	日程
静岡県立静岡農業高等学校	高校生	22人	12月12日（火）
静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校		10人	12月21日（木）
三島市立北中学校	中学生	13人	12月15日（金）
掛川市立中小学校	小学生	20人	12月20日（水）

３　聴取した主な意見

〇高校生（静岡農業）

・兄弟が多く、経済的な不安があり、自分の希望する進路を目指しても良いのか迷っている。家庭への補助が充実すれば、選択肢が広がると思う。
・自分の将来の夢とその道筋がはっきりしていて、先輩や先生にも助言をもらえる立場にある。
・高校生向けに多様な職業を知る機会やインターンの機会をもっと増やして欲しい。
・静岡県は大学等の進学先や就職先の選択が限られてしまっていることが若者の県外流出につながっている。
・公立学校は施設の広さや設備の質が私立学校との差を感じる。校則の厳しさ等もあり、公立ではなく私立に進学する理由になってしまっている。

〇高校生（南の丘分校）

・職場実習があり、仕事の求人もあるが、物価上昇の不安もある。
・昔よりも働きやすい社会になっている。ＬＧＢＴＱなど色々な人を受け入れられる社会になってきている。
・面接練習や社会に出るための勉強などの機会も増やして欲しい。
・学校での職業体験をもっと充実させて欲しい。期間を長くしたり、同じ職場でも様々な仕事をさせてもらいたい。

〇中学生

・何でもかなえられるということはないと感じる。将来の夢を親に反対されている。
・希望していた生徒会に入ることができ、努力すればかなえられる社会だと思う。
・子ども会など子どもが交流する行事を積極的に行ってくれる地域とそうでない地域がある。いろいろな子達と仲良くなれる場なので、地域間で差がないようにして欲しい。
・学校へのエレベータの設置などバリアフリーを考えて欲しい。また、備品が揃わず実験が行えないことがあったため、設備を充実して欲しい。
・職業体験だけでは経験できることが限られている。自分がその職業に向いているのか分からない。

〇小学生

・物価上昇などの不安がある。経済的理由で夢がかなえられないこともある。
・今の生活は楽しく、不自由はない。努力すれば夢はかなうと思う。
・運動会や体験活動が縮小されてしまっている。学校行事は重要なので無くさないで欲しい。
・様々な職業の人の話を聞く機会が楽しかった。就労体験などもあると将来の夢を見つけるのに参考になる。
・中学に進学すると友人関係や勉強に関して不安がある。また、部活動が地域移行されてしまうことにも不安がある。

４　今後の方針

聴取した意見について庁内各課で検討し、静岡県こども計画を策定していく。

引き続き、令和６年度以降も、学校等での意見交換会やアンケートなどを実施し、こども・若者からの意見を聴取できる機会を設けていく。